



金沢子どもを育む

行動計画

2023



子どもの幸せと健やかな成長のために





目次

行動計画2023策定の趣旨 ……	P 1
家庭の行動指針 ……	P 3
地域の行動指針 ……	P 5
企業の行動指針 ……	P 7
学校の行動指針 ……	P 9
行政の行動計画 ……	P11
金沢子ども条例 ……	P15



行動計画 2023 策定の趣旨

策定の目的について

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（以下「条例」といいます。）」を制定し、子どもたちを市民みんなで育てていくことをめざしています。

条例では、子どもの育成に関し、金沢コミュニティ（条例第2条）を形成する家庭・地域・企業・学校・行政等のすべてが子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、相互に連携し協力することをはじめ、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されているさまざまな権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりのある心などを持つ子どもを育てること、大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることから一人ひとりが自らの行動を省みることが基本理念として、子どもの育成に関わる大人の責務や基本的な施策、推進体制等を定めています。

この条例に基づき、大人が共通の理念と目標を持って、具体的にどのような行動をしていくべきなのかをまとめたものが、「金沢子どもを育む行動計画」です。

行動計画はその計画期間を5年として平成15年3月に初めての計画を策定してから、これまで3回の改訂を行ってきました。そしてこのたび、時代の変化に対応した内容とするとともに、家庭・地域・企業・学校・行政それぞれが子どもを育てる当事者として大人の責務を自覚し、連携協力して未来を担う子どもたちを幸せに、そして健やかに育てていくことをめざし、第五次の計画となる「金沢子どもを育む行動計画2023」（以下「新計画」といいます。）を策定しました。

行動計画 2023 の基本的な考え方等について

新計画は、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、条例に基づいて設置した「金沢子どもを育む行動推進委員会」での検討を経て策定したものです。金沢コミュニティを形成する家庭・地域・企業・学校の行動については「行動指針」、行政については「行動計画」という形で表しています。

このたびの改訂にあたっては、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、（1）全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供（2）誰一人取り残すことなく健やかな成長を支援し、多様なウェルビーイング[※]の実現という基本方針のもと、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭や、家庭を中心とした地域社会、企業、学校等の大人一人ひとりが責任を自覚し子どもとの関わりを深め、具体的に行動するといった子どもを育む大人の責任の明確化を図りました。

加えて、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通目的の下、家庭、地域、企業、学校等の更なる連携・協力を推進するとともに、「金沢市教育行政大綱」等の基本理念や各種施設等との効果的な連携を図っています。

今後は、「金沢子どもを育む行動推進委員会」による委員会全体としての取り組みの他、ハンドブックの作成・配布や、金沢かがやき発信講座等を活用しての講座開催、ホームページや広報番組を通じた周知などを通じて、行動計画の普及、啓発に努力するとともに、その内容を総合的に推進していきます。

※ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

家庭・地域・企業

家庭を例にとると、家庭で取り組むべき具体的な行動の項目のうち、各家庭でどの項目から取り組むかということは、各家庭がそれぞれ決めていくべきものと考えます。

また、一つ一つの家庭で考え方が異なり、家庭の状況も様々であるため、家庭で取り組むべき事項を、全家庭が一斉に、かつ、計画的に取り組むべき「計画」という形で定めることは適当でないと思われます。いくつかの選択肢の中から、

それぞれの家庭で選んだ項目について、それぞれの家庭で取り組んでいくことが実態に即しており、また自主的に取り組むことが何よりも大切です。以上のことは、地域や企業でも同様です。

よって、家庭・地域・企業については、各家庭、各地域、各企業がそれぞれの状況に応じて選択して取り組んでいく事項の例示を「行動指針」として表しています。

学校

学校が主体的に取り組んでいく事項の例示を「行動指針」として表しました。各学校は、具体的な行動の取り組み例を参考にしながら、取り組むべき方向性や基本的な視点に沿って実践していきます。

行政

市の取り組み事項を体系化した「行動計画」として表しています。

また、家庭・地域・企業・学校の行動指針に沿った取り組みを促し、支援するための具体的な取り組み事項も明示しています。

○新計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間です。

イメージ

金沢子どもを育む行動計画

金沢子どもを育む
行動推進委員会

・行動計画の検討
・施策を総合的に推進

金沢子ども条例

基本理念

- 子どもの育成に責任があることを認識し、主体的に子どもの育成に関わる
- 共通認識を持ち、相互に連携し、協力して子どもを育てる
- 子どもの人格を尊重し、子どもが様々な権利を有していることを認識する
- 「自ら考え、判断し、行動する力」「健やかで思いやりのある心」「金沢を愛する心」「社会の一員としての責任感」「世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚」を持つ子どもを育てる
- 大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動を省みる



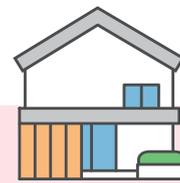
大人の責務

家庭	地域	企業	学校	行政
<ul style="list-style-type: none">●子どもの育成に最も大きな責任を負う●愛情を持って子どもに接する●基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにする●干渉を控える一方、放任とならないよう家庭内のコミュニケーションを大切に	<ul style="list-style-type: none">●子どもの育成のために住民や関係団体がお互いに協力する●子どもの地域行事への参加や社会体験活動など地域での子どもの育成活動を積極的に進める●子どもの見守りや声かけなどを通して子どもとの関わりを深める	<ul style="list-style-type: none">●企業で働く保護者が子どもとの関わりを深めることができるよう配慮する●子どもの職場体験活動の受け入れなどへの協力を努める	<ul style="list-style-type: none">●幼稚園・保育所・認定こども園 集団の中での遊び等を通して基礎的な社会性を育む●小学校・中学校等 社会性、基礎学力、自ら学び、考える力などを子どもが身に付けることができるようにする	<ul style="list-style-type: none">●家庭、地域、企業、学校、行政等が一体となって子どもの育成を推進するための施策を実施する●家庭、地域、企業、学校等の連携・協力のための調整を行う

具体的な行動

子どもの幸せと健やかな成長

① 家庭の行動指針



家庭の責務（子ども条例第4条より）

- 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。
- 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動
① 子どもを 理解する	①子どもの成長について知り、考えよう	持ち続けよう 子どもとともに 学ぶ姿勢 ●社会の変化に伴い、これまで家庭や地域社会で培われてきた子育てについての知識や経験が受け継がれにくくなっています。まず、家族が子育てについて積極的に学び、子どもの成長に関心を持つなど、子どもからの学びや気づきを大切にしよう。 ●子どもが人としての基本的な資質や能力を身に付けられるよう、家族で子育てについて十分話し合い、それぞれの役割について考えよう。 ●子どもの自己肯定感が高まるような声かけや接し方を心がけよう。
	②家庭内のコミュニケーションを大切にしよう	声かけよう 笑顔であいさつ 朝一番 ●コミュニケーションはお互いを知るための基本です。あいさつはコミュニケーションの基礎です。家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。 ●子どもの夢や希望、職業、将来などについて語り合おう。
	③子どもと関わる機会を大切にしよう	創ろう あたたかい家族のふれあい ●子どもと関わる機会や家族の団らんを大切にし、お互いを理解し合えるような会話を持つよう。
② 家族で 共に学ぶ	①基本的な生活習慣を身に付けよう	育もう 子どもの健康「早寝 早起き 朝ごはん」 ●子どもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることなどが大切です。基本的な生活習慣を身に付けるために、家族みんなで取り組もう。 ●子どもが自立し家族の一員としての自覚と責任を持つよう、家庭での役割を持たせよう。
	②家庭のルール・社会のルールを身に付けよう	きちんと守ろう 社会のルール 大人が手本 ●家族で話し合った約束事をお互いが守ることを通じて、自分を律し、ルールを重んじる心を育てよう。 ●子どもの発達に応じて、守るべきルールを大人が自らの行動を通じて丁寧に伝えよう。
	③デジタル技術と一緒に学び、家庭での適切な使い方を考えよう	●情報通信技術は便利になる一方、様々な問題が生じることがあります。家族みんなで情報活用について学び、身に付けよう。
③ 社会で 生きる力を つちか 培う	①自主性・自立性を身に付けよう	支えよう 子どもの夢と可能性 ●多くの人とのつながりと出会いの中でこそ、大人も子どもも成長できます。感動する心を育て、個性を育むため、子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。 ●変化の激しい社会をたくましく生きるために、子どもが自ら考え、行動できる姿勢を身に付けられるようサポートしよう。 ●子どもの安全を守るために、子どもが自分自身で考え、判断する能力を養おう。
	②子どもの人権・多様性の尊重の意識を高めよう	大切にしよう 思いやりの心 すべての命 伝えよう 心のこもった「ありがとう」 ●各個人が尊重され、「かけがえない存在」であることを日々実感できるようにし、思いやりの心を育もう。 ●子どもも人格を持つ一人の人間として認識し、お互いの価値観を認め合おう。 ●学校（幼稚園・保育所・認定こども園含む）等での学ぶ機会を有効に活用しよう。 ●子どもの良いところを褒めて育て、自己肯定感の醸成に努めよう。

取りまとめの観点

- ①家庭において、「家庭の役割・大人の役割についてあらためて考える」ことを呼びかけるものとします。
- ②各家庭がそれぞれの家庭の事情に応じて適宜選択・活用して取り組むことができる具体的な行動等を示し、考えるきっかけとします。
- ③大人が子どもを一方向的に「教える」「身に付けさせる」という発想ではなく、家族が「ともに学び成長」し、「社会で生きる力を培う」という視点を基本とします。



具体的な行動の取り組み例

- 子育てセミナーや講座、学校行事や懇談会等に参加して子育て仲間をつくり、子育てに関する情報を積極的に集める。
 - 子育ての経験者からアドバイスをもらい、子育てに活かす。
 - 子育ての悩みについて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を適切に活用するなど、身近に相談できる人や場所の情報を集め、気軽に相談してみる。
 - 子どもと向き合い、ふれあい、子どもの話を聞き、子どもの成長段階に合わせた子育てを心がける。
 - 常に子どもの言動を気にかけて、愛情を持って接する。 など
-
- 子どもに「おはよう」や「おやすみ」などの声かけを積極的に行う。
 - 家庭の問題をみんなで話し合い、家族の「絆」を強める。
 - 子育てと仕事を両立できる環境をつくるために家族全員が協力し合う。
 - 余裕と遊び心をもって、明るく楽しい雰囲気の家づくりを目指す。 など
-
- 休日は子どもとともに出かけたり、ゆっくり会話できる時間を持つ。
 - ・家族みんなで食事をする機会を大切にする。
 - ・子どもの興味や関心事を通して積極的にコミュニケーションを図ることを意識する。
 - SNSを活用して家庭の話題を共有するなど、工夫して関わる機会を持つ。 など
-
- 身に付けてほしい生活習慣について、子どもと話し合う。
 - 親子ともども成長していくため、学びの時間を確保し、習慣付ける。
 - 大人がお手本となって、家族全員が規則正しい生活を送る。
 - ・家族みんなで生活リズムを整え、早寝早起き朝ごはんを心がける。
 - ・家族みんなで食の大切さを学び、栄養のバランスのとれた食事に心がける。など
-
- 家庭や社会のルールについて話し合い、大人が率先して行動し家族みんながルールを守ることを習慣付ける。
 - ・家族みんながスマートフォン、インターネット等のモラルや危険性について理解を深めるとともに、使い方のルールを決め、親も子どもと一緒にルールを守る。
 - ・ゲーム等の時間を決めるなど、遊び・学びのルールを子どもと一緒に決め、家庭学習の習慣を付ける。
 - 正しい情報を得るスキルを身に付ける。
 - デジタルネイティブ世代の子どもと一緒に学ぶ姿勢を大事にする。 など
-
- 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事、ボランティア活動等に、家族で進んで参加する。
 - 絵本の読み聞かせをし、読書の習慣を付ける。
 - 家事等を子どもと共に行い、子どもに家庭の一員であることを自覚させる。
 - 部屋の清掃や花壇の水やりなど家の手伝いを通じて、子どもに仕事を任せる。
 - 子どもが自分で考え、自分で行動する気持ちを大切に、子どもの夢を応援し、子どもの努力を積極的に評価する。 など
-
- 誠実さ・思いやり・尊敬・感謝・相手を認める心を大切にする。
 - 子どもと親が自分に自信を持ち、自分の良さを肯定する気持ちを培うため、互いに認め合い、信頼する気持ちを大切にする。
 - 学校などで開催される講座や講演会に積極的に参加する。
 - ゴミの分別やこまめな節電など、日常生活での実践を通して、地域や地球の環境を守ることの大切さを話し合う。
 - 多様性やジェンダー平等など、SDGsについて家庭でも学び実行しよう。
 - 子どもが持つ権利について学び話し合う機会を持つ。 など

② 地域の行動指針



地域の責務（子ども条例第5条より）

- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動
① みんなが もっと つながる	①大人同士が顔の見える関係づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●大人同士が学び合うことを通して、お互いに顔の見える関係を築こう。 ●世代等を問わず、子どもを持つ保護者が一緒に集まって話をしよう。 ●子育て卒業の大人に、もっと子どもに関心を持ってもらおう。
	②地域の子ども・親たちと交流しよう	<ul style="list-style-type: none"> ●「人」と「情報」のたまり場をつくろう。 ●地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の合同集会」を開こう。 ●地域に、大人と子どもによる「遊びのクラブ」を設けよう。 ●地域のスポーツ・文化活動を通して大人と子どもの交流を充実していこう。
	③「家庭」と「家庭」の交流を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●顔見知りの輪を広げよう。 ●地域交流の楽しさをアピールして交流の輪を広げよう。 ●地域の絆を大切にしよう。
② 大人と子どもが 互いに知り合う	①子どもの意見・考えを知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事などについて子どもが話し合った意見を聞き、考えを取り入れよう。 ●子どもが持つ権利を守るため、意見や考えを把握するよう努めよう。
	②子どもと大人が共に育とう	<ul style="list-style-type: none"> ●中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。 ●大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。 ●地域の教育力を高めるため、大人も子どもと共に学習しよう。
③ 地域コミュニティを 活性化する	①地域全体で子育てを見守っていこう	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを進めよう。 ●地域に、子育て情報の集積や活動の連携をサポートするための場をつくろう。 ●地域全体を「学びの場」と捉え、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成し、実践していこう。 ●ボランティア団体等との相互の連携を強めていこう。 ●地域学習や体験活動を通して、社会で生きる力を培おう。 ●地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動（「地域学校協働活動」）に参加しよう。
	②大人は子どもの手本となり社会のルールはみんなで守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ●共に生きるための地域や家庭でのルール、マナーを大人と子どもで学び、実践しよう。 ●多くの人との交流の中で社会のマナーを身につけられるよう、地域の行事へ子どもも参加しよう。 ●子どもは地域の「宝」。みんなで育てる意識を持とう。
	③地域の未来の担い手を育成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。 ●地域の良さを再認識し、自分たちの地域に愛着と誇りを持つとともに、転入してきた住民がいち早くとけこめる気運を醸成しよう。 ●地域活動の指導者や地域住民が相談できる人材を養成していこう。

取りまとめの観点

- ①地域の活動は、各々の状況に応じて工夫をしながら行われるべきものであり、一定の活動規範を一律的に適用することは、本来の地域活動を推進するうえで、適切ではないという考え方を基本とします。
- ②地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進により、地域教育力の向上、ひいては地域コミュニティの活性化を目指すこととします。



具体的な行動の取り組み例

- 児童館や子育ての先輩による相談事業へ参加し、アドバイスをもらう。
 - PTA・育友会や地域活動等に参加し、保護者や住民との情報交流を図る。
 - 郷土料理教室や昔ながらの遊びなどの多世代が参加しやすい行事を企画し、参加を促す。
 - 地域のイベントなど、人が集まる機会をとらえて子育て体験を学び合う場を設定する。
 - 「顔なじみ」となることで何かあった際に頼れる存在になる。 など
-
- 小学校など学校施設を活用し、大きな行事は地域・学校をあげて実施する。
 - 地域行事等について子どもと大人が話し合い、その結果を地域の活動に反映させる。
 - 行事の後に親睦会を行うなど、次の行事開催につながる機会をつくる。
 - グラウンドゴルフやもちつき大会など、子どもから高齢者まで、地域みんなで楽しめる行事を開催し、三世交代を推進する。
 - 手作りの遊びなど、実体験で子どもと大人と一緒に楽しむ機会を設定する。
 - 地域のスポーツ大会など、親子で体験できる行事への参加を促進する。 など
-
- バザー、文化祭等への積極的参加を呼びかける。(子どもが集えば大人が集う)
 - 行事、集会等での転入者紹介、歓迎タイムなどの工夫をする。
 - 地域の人と積極的にあいさつを交わしたり、自宅周辺の除雪を行うなど日常生活の中での連帯協力を実践する。 など
-
- PTA・育友会や児童館、公民館など、地域の団体が連携し、地域の大人たちと子どもたちが語りあう機会づくりをする。
 - 子どもの考え方や子どもの話題に関心を持つ。 など
-
- 子どもの悩み、困りごとに耳を傾け、子どもの目線でふれあう機会をつくる。
(中高生はサポート役に、時には大人が子どもに教わることも大切)
 - 講演、集会等様々な機会を得た新しい情報や考え方を、子どもとの関わりに活用する。
 - 地域の活動に、子どもも中心的な役割を担ってもらう。 など
-
- 地域の子どもの日常の過ごし方や様子に気を配る。
 - 子どもの何気ない取り組みや気持ちに寄り添い見守る。
 - 地域の大人が通学路に立ってあいさつや声かけを行うなど、子どもの登下校を見守るとともに、子どもの登下校の時間に関心し、買い物や散歩をする。
 - 公園・広場の見回りや交通安全運動等のキャンペーン、通学路等において児童生徒の見守り活動を行う「子ども見守りボランティア」などへ参加する。
 - 地域活動の核である公民館を中心に、地域の各種団体等との連携を進める。
 - 学校と協働で実施する防災訓練や学校周辺の地域について学ぶ郷土学習などの地域学校協働活動に参加する。 など
-
- 目標づくりは、子ども、大人双方の意見でつくる。
 - 全市一斉美化清掃等に親子で参加するなど、グッドマナー、地域美化活動等を推進する。
 - 「家庭の行動指針」の実践活動を推進する。 など
-
- 地域の行事やイベントで、プランナー、スタッフ等の経験を積ませる。
 - 地域の活動を行う際には、大人とともに子どもにも先導役の経験を積ませる。
 - 各分野の経験者などの知識を吸収し、地域の指導者のレベル向上を図る。
 - 地域交流の場を設けるなど、地域の指導者の活動が継続される仕組みを作る。
 - 地域の新たな発見のきっかけとなるイベントなどを開催する。 など

③ 企業の行動指針



企業の責務（子ども条例第7条より）

●企業は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大きさを認識し、企業で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動
① 家庭と ともに	①職場全体で 子育てしやすい 環境を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員が子育てや子どもの教育など、子どもとふれあう時間を持つために、長時間労働など働き方を見直し、休暇取得や定時帰宅、テレワークやフレックスタイム制など柔軟な働き方ができる職場づくりを経営者が率先して進めよう。 ●子どもの運動会や発表会、誕生日等には、保護者の休暇の取得に配慮しよう。
	②企業の役割に ついて認識を 深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体で子どもを育てていく必要性和その中で企業が果たす役割の大きさについて認識を深めよう。 ●ワークライフバランスの趣旨を理解し、従業員が家庭における子育てや地域への行事に参加しやすい職場となるよう努めよう。 ●子どもの夢を積極的に応援しよう。
② 地域と ともに	①地域との関わりを 深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子どもの見守りに心がけ、安心安全な地域づくりに積極的に努めよう。 ●地域社会の一員として、地域や学校と連携し子どもを育てよう。
	②NPOや 青少年育成団体への 支援に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の青少年健全育成事業や各種スポーツ、文化活動への従業員の参加を奨励しよう。 ●子どもの育成に関する活動を行っているNPOや青少年育成団体の情報収集、活動支援を行おう。 ●企業とNPO、青少年育成団体がそれぞれの専門的知識を活かして、子どもを育てよう。
③ 学校・ 行政と ともに	①学校との関わりを 深め、教育活動を 支援しよう	<ul style="list-style-type: none"> ●学校に企業のことを知ってもらい、学校との関わりを深めよう。 ●子どもの職場体験、見学会や説明会等の受け入れに積極的に応じよう。 ●保育体験のような育児に自ら携わる体験への参加を奨励しよう。
	②学校・行政との 情報交換に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・行政が行う子どもの育成に関する取組の情報収集に努めよう。 ●仕事と子育てを両立するための取組事例などを学校・行政に情報発信しよう。

取りまとめの観点

- ①企業は、業種や規模などにより、業務内容や従業員の勤務態様などが異なるため、ここでは、すべての企業がすべての事項に取り組むことを求めるものではなく、企業ごとに選択して取り組んでいく事項を示すこととします。
- ②各企業の行動を促進するために、経済団体や協同組合など企業の団体も対象とします。
- ③子どもの育成に果たす企業の役割について、改めて認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との協力・協働関係の構築につながるものとします。



具体的な行動の取り組み例

- 行政の出前講座等を利用し、ワークライフバランスや子どもの育成に関する企業内研修を実施する。
- 育児休暇、看護休暇など子どもに関わる福利厚生制度の向上と年次有給休暇の確実な取得を図るとともに、積極的に利用できるよう上司・同僚・みんなが理解を深め職場環境を整えよう。
 - ・週に1回はノー残業デーを設けるなど、早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間を持てるような職場づくりをする。
 - ・授業参観や通知表渡し等の学校行事に参加できるような職場づくりをする。
 - ・「入学式」「卒業式」や「子どもの誕生日」などの記念日には、子どもと一緒に過ごせるよう、メモリアル休暇などの制度を作り、取得を奨励する。

など

- 企業内の組織（親睦会や互助会など）として、子どもの育成に貢献する活動や家族単位で参加できる行事などを開催する。
- 休暇を取得しやすい環境の整備を図るなど、従業員がPTA・育友会や町会の活動に参加することを支援する。
- 一般事業主行動計画に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備など、ワークライフバランスの推進や子育て支援を図る。
- 企業同士が相互に連携し、仕事と子育てを両立できるための環境の整備とその拡大に努める。
- コンテストやコンクールなどのイベントを通して、子どもの夢を支援する。
- 働きやすい職場を作ることで優秀な人材の確保や企業価値向上につながることを認識する。
- 子育て世代、経営者、同僚それぞれに制度や権利について学ぶ研修を実施する。

など

- 朝の登校時間帯に社屋前等の清掃をしてあいさつを交わしたり、夕方早めに社屋前等の電灯を点灯するなどして、通学の安全を見守る。
- 商工会・商店街などが実施する子どもを対象にした活動や地域のイベントに積極的に参加する。
 - ・地域が行う子どものための活動に対して、所有施設等を開放する。
 - ・地域安全パトロールなど、子ども見守りボランティア活動に積極的に協力する。
 - ・地域と企業が連携した、イベントや体験事業などの地域活動を企画する。
- 企業として地域活動への参加を奨励するなど、従業員が、地域の行事に参加しやすいような配慮を行う。
- 企業のホームページに地域・学校との活動内容を掲載したり、地域、学校ホームページのリンクを設定して、地域活動への参加をアピールする。

など

- 企業の専門性を活かして、NPO、青少年育成団体のイベントに物的・人的支援を行う。
- 運営役員に参画するなど、NPOや青少年育成団体に積極的に関わる従業員の活動を促す。

など

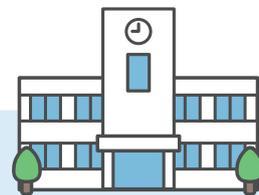
- 職場体験を受け入れる。
- 従業員の子どもに、仕事の内容や企業がどのように社会に貢献しているか説明会を行う。
- 学校等からの講師派遣依頼に協力するなど、学校と企業が連携したイベントや体験事業などを行う。
- 学校（幼稚園・保育所・認定こども園含む）や行政等が主催する父親向け講座への参加を促進する。

など

- 子どもや学校の現状を知り、学校とともにできる活動を探る。
- 学校や行政との連携を密にする。
 - ・学校や行政との連絡会を持つ。
 - ・学校や行政と合同で子どもに関する研修会を開催する。
 - ・行政と連携し、仕事と子育てを両立するための具体的な取組事例集などを作成し、ホームページなどに掲載する。

など

4 学校の行動指針



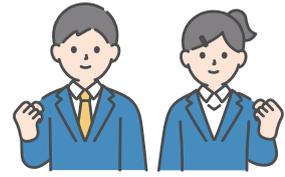
学校の責務（子ども条例第6条より）

- 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。
- 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動
① 小学校・ 中学校	①確かな学力の 向上を 図ります	●学習指導要領を踏まえ、特色ある教育課程の充実を図ります。
		●「金沢型学習スタイル」に基づき、学習指導の工夫と改善に努め、確かな学力の定着を図ります。
		●学びの土台として、小中学校の連携を深め、系統的・連続的な教育を実践します。
	②豊かな心と 社会性を 育成します	●予測困難な時代に対応する多様な教育や共生社会の実現を図ります。
		●「ICT版金沢型学習スタイル」に基づき、計画的・段階的にICTを活用した授業を実践します。 ●端末活用の日常化を促進し、情報活用能力の育成や多様な学びの場の保障に努めます。
		●集団生活を充実し、よりよい人間関係の確立を図るとともに、社会のきまりを守り社会的に自立できるように、自己肯定感・規範意識を育みます。
③健康な体づくりを 推進します	●健康や体力に関心を持ち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践できるよう、教育活動を工夫します。 ●健康・安全教育の充実を図ります。	
④信頼される学校 づくりを推進します	●教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携・協働を推進します。	
⑤教職員としての 資質向上に 努めます	●教職員は、積極的に自己研鑽に努め、指導力の向上を図ります。 ●教職員の働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間の確保を図り、効果的な教育活動に努めます。	
⑥責任ある学校経営を 推進します	●組織的な学校経営に努め、学校の安全管理を徹底します。 ●学校評価の結果を学校経営に生かすとともに、情報公開を進めます。	
②幼稚園・保育所・ 認定こども園	①生きる力の基礎を 育てます	●日々の保育が遊び等を通じて学びとなることを理解し、子どもの心と身体の成長、社会性を育みます。 ●地域の子育ての拠点として、保護者を支援する取り組みや様々な交流活動を進めます。 ●保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを進めます。

取りまとめの観点

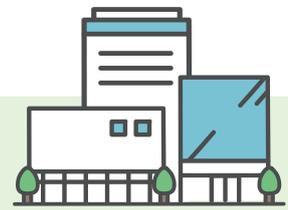
- ①小学校、中学校の役割について、「生きる力」である確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、6つの視点を基本とします。
- ②幼稚園・保育所・認定こども園の役割について、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」の基礎を育てるという視点を基本とします。



具体的な行動の取り組み例

- 金沢ベーシックカリキュラムを基準に、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成・実施する。
- 金沢ふるさと学習においては、学校の実情や地域の実態に応じて扱う素材を選択するとともに、指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるよう教育課程を充実する。
- 長期休業や週休日等を活用し、学校の特色を生かした魅力ある教育活動を工夫する。
- 学校全体で「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。
- 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習に努めるとともに、言語活動（聞く・話す・書くなど）の充実に努める。
- 学習の見通しを持たせたり、学習した内容を振り返ったりすることで学習意欲の向上や学習内容の確実な定着に努める。
- 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上を図る。
- 9年間の発達段階に応じた学習習慣や学習規律の定着に努める。
- 中学校区の小中学校が相互に授業参観する機会を計画的に設定し、それぞれのよさを生かした授業改善を推進する。
- 副読本や機器等を活用し、小中一貫英語教育を推進する。
- 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実に努める。
- 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通して、子ども一人一人の教育的ニーズの把握や指導法等について保護者との共通理解を図るとともに、支援の内容や方法等の改善・充実を図る。
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるために、保護者との合意形成を図りながら合理的配慮を行う。
- 学校図書館の蔵書の充実に努める。
- 学校司書による支援や市立図書館との協体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進する。
- 児童生徒が1人1台学習用端末を教科等において主体的に活用できるよう取り組む。
- ICT支援員等の外部人材を効果的に活用し、ICTを「たれでも」「いつでも」「すぐに」使えるよう取り組む。
- 校内研修の充実により、ICTの効果的な利用を推進するとともに、セキュリティについての指導や児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を実践する。
- 家庭や地域と連携して、それぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に努める。
- 誰もが安心できる学校づくりに向け、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携を推進するなど、いじめ防止対策の強化を図る。
- 小中学校9年間を見通した生徒指導の充実を図る。
- 教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。
- 子どもの権利等の理解促進を図るとともに、学校教育活動全般を通して、人権尊重の精神を培うため、人権教育の取組の改善・充実を推進する。
- 自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科・道徳」を要とした道徳教育を推進する。
- 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、金沢「絆」活動に取り組む。
- 特別活動や総合的な学習の時間等において、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行う。
- 「キャリア・パスポート」を活用し、学ぶことと将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成する取り組みを推進する。
- 児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深められるよう進路指導の充実を図る。
- 総合的な学習の時間等における取組を「金沢SDGs」の視点で点検・再評価し、金沢の伝統や文化、自然、歴史、食、偉人等に関する教育を充実する。
- 金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設ける。
- 中学校における文化活動の活性化や持続可能な文化部活動の運営体制を整備するため、文化芸術団体との連携・協力を図る。
- 学校教育活動全体を通して体力の向上及び心身の健康の保持増進を促進する。
- 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の地域連携、スポーツ関係団体との連携・協力を図る。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、食育、歯・口の健康などの今日的な健康課題について、「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、積極的に取り組む。
- 授業における養護教諭等の参画を進め、指導を充実する。
- 教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組む。
- 保護者や地域住民が指導者や支援者として、授業や行事などへ多面的に参加・参画できるようにする。
- 学校経営や授業等についての保護者、地域住民からの評価を学校経営に生かす。
- 学校運営協議会を通して、保護者や地域住民から教育課程や学校経営計画等について意見を求め、学校運営に反映させる。
- 保護者や地域住民の生涯学習活動に、教員の専門性を生かし積極的に関わる。
- 教職員一人一人の課題に応じた研修を計画的に行う。
- 教科指導を中心に教員の授業実践力の向上に努める。
- キャリアステージに応じた研修に努め、校内研修会などで成果を還元する。
- 諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、校内研修の充実を図る。
- 各学校において、校内OJT体制を構築し、若手教員の育成に努める。
- 「GIGAスクール構想」の実現に向け、ICT活用に係る研修を充実させ、ICT活用指導力の向上を図る。
- 人事評価制度を通して、教職員の学校運営への参画意識を高める。
- 危機管理マニュアルを活用しながら、防災教育を推進し、事件・事故・災害から児童生徒の生命の確保に努める。
- 学校だよりやホームページなどにより、積極的に学校の情報を公開する。
- 評価サイクルにより経営計画を見直し、具現化のための方策を探り改善につなげる。
- 様々な環境や遊び体験から、自立心や人とかかわる力を育む。
- 地域行事の参加や公共施設の訪問等を通じ、地域の方々との交流を図りながら、地域社会の文化を学び、ルールを身に付ける。
- 行事への親子参加や未就園児親子教室、保育体験等を活用し、親子のふれあいを深め、親として成長できる支援を行うとともに、将来親となる世代の子育てする力を育む。
- 教育プラザや幼稚園・保育所・認定こども園相互の連携を図り、保育者の資質向上や小学校教育との円滑な接続を図る。

5 行政の行動計画



行政の責務（子ども条例第8条より）

- 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

1 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援

保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うものですが、近年は、家庭の教育力の低下が懸念されており、また、核家族化等が進み、孤立感を抱えながら子育てをしている保護者も少なくありません。市は、こうした家庭での子育てを支える取り組みとして、家庭教育の充実や子育て家庭への支援などを行っていきます。

1. 家庭教育の推進

- ◇家庭教育力の向上をめざし、より多くの保護者に学習の機会を提供する
- ◇家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」をはじめとする家庭教育に役立つ情報等を提供する
- ◇男女共同参画に関する講演会の開催など男女共同参画の意識を高める機会を提供する
- ◇人権に関する講演会の開催など人権尊重の意識を高める機会を提供する

2. 子育て支援

- (1) 子育てに関する情報交換等の場の提供
 - ◇中核的な施設を利用した金沢こども広場を充実する
 - ◇学校、公民館、児童館等を利用した子育てサロンの設置を拡大する
 - ◇子育てに不安を抱える親を支援する
- (2) 子育て相談の充実
 - ◇教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）
 - ◇福祉健康センターで食習慣・健康づくり等に関する相談・指導を充実する
 - ◇保健師や助産師が乳児及びその保護者を対象に訪問指導を行う
 - ◇保健師が地域の子育てサロン等に出向き、妊婦や乳幼児の保護者の相談に応じる
 - ◇5歳児就学前発達相談を行う
 - ◇LGBTについて、本人、家族、教員などからの相談に応じる
- (3) 子どもの豊かな遊びの場の充実
 - ◇地域の自主性を最大限尊重しながら、新たな児童館や児童クラブなどを設けていく
- (4) 子育て夢ステーション事業の充実
 - ◇幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等を身近な地域拠点と位置付け、子育て支援機能の充実を図る



3. 親子共同体験の機会の提供

- ◇身近な自然や環境に親子でふれあい、親子で楽しむことができるイベントなどを開催する
- ◇親子のふれあいのきっかけづくりとなるよう文化・スポーツ施設の利用券を配布する
- ◇親子で農業についての体験学習の機会を提供する
- ◇金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る

4. 虐待の防止

- ◇児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図るなど、虐待通告への対応を充実する
- ◇要保護児童対策地域協議会（金沢こども見守りネットワーク）を定期的に開催する
- ◇児童虐待防止を推進するため、NPO法人など市民団体との協働によるワークショップ等を開催する
- ◇「こども家庭支援センター金沢」において、電話相談や訪問相談など様々な取り組みを進める
- ◇女性相談支援室において、児童面前 DVを防ぐため、児童相談所との連携を図る

5. 配慮を必要とする家庭への支援の充実

- ◇教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）[再掲]
- ◇教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う
- ◇経済的に困っている家庭の子どもに関する相談体制の充実や、ひとり親家庭への相談支援を行う
- ◇SNSやAIチャットボットを活用し、ひとり親家庭への情報発信を強化する

2 子どもの育成に関する地域の活動への支援

金沢は、小学校の通学区域（校下）を中心とした地域のコミュニティ（結びつき）の中で、子どもを育てることができる土壌があります。また、地域ぐるみで子どもを育てる活動は、新しいコミュニティづくりに大きな役割を果たすこととなります。市は、地域で子どもを育てる取り組みがさらに広がり、充実した活動が展開されていくよう、様々な支援を行っていきます。

1. 地域で子どもを育てる意識づくりへの支援

- ◇子どもの見守りに関する地域活動を支援する
- ◇生活・学習支援ボランティアを派遣し、子どもに対して学習支援・相談・遊びなどの活動を行う
- ◇地域の中で子育てや家庭教育に関するアドバイスができる人材を養成する
- ◇子どもの居場所づくりを総合的に支援するため、子ども食堂の新規開設や学習支援の運営を補助する。



2. 地域コミュニティ活動への支援

- ◇緑の少年団など地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- ◇子どもと大人のための遊びや学び、体験できる活動の情報を提供する
- ◇地域の大人と子どもが交流する場や機会の提供、子どもの異年齢交流の活動に対する支援などを行う
- ◇シニア世代が自らの知恵・技術を子どもたちに教えるための機会を提供する
- ◇近隣市町、交流都市等の子どもたちとの交流・親睦を深める場や機会の提供、活動を行う団体に対する支援などを行う
- ◇公民館を訪れるきっかけづくりや親同士のつながり、家庭教育の場として公民館におけるイベントを支援する

3. 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

- ◇スポーツ・伝統文化に関する活動など地域の特色を生かしながら、地域社会全体で子どもを育てる拠点として学校施設を活用するための施設開放を推進する
- ◇地域ぐるみでの家庭教育を支援するため、地域学校協働活動を実施するなど、地域・家庭・学校の協働による連携体制を構築する

3 学校教育等の充実

小学校・中学校は、集団生活を通して、確かな学力とともに、思いやりや自律心、規範意識等の社会性を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにする場所です。その学校を設置する市や教育委員会は、こうした「人間力」の醸成を目指し、学校教育を充実させる様々な取り組みを進めていきます。

その一つとして教育委員会では、令和3年3月に金沢市学校教育振興基本計画を改定しました。明日を切り拓くための大切な「心」と「力」を子どもたちに身に付けさせるために、金沢市学校教育振興基本計画に基づく取り組みを着実に実践していきます。

なお、幼稚園、保育所、認定こども園は、小学校に入る前の子どもを育てる場所として、大切な役割を担っており、市では、別に策定した「かなざわ子育て夢プラン」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園のさらなる充実を図っていきます。

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

- ◇「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践と「金沢『絆』活動」を推進する
- ◇感謝や思いやりなどの豊かな心に加え、自律心、公德心や規範意識などの育成を充実する
- ◇人権や多様性について啓発する
- ◇LGBTについて、本人、家族、教員などからの相談に応じる[再掲]
- ◇いじめや不登校、問題行動などについて、未然防止、早期発見・早期解決に取り組む体制及び支援を充実する
- ◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援の充実を図る
- ◇生徒が将来にわたるスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、中学校部活動の地域移行に取り組む

2. 確かな学力を育む教育の推進

- ◇全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた教育課程「金沢ベーシックカリキュラム」に基づく、各学校の特色ある学習内容と学校独自の教育課程編成を支援する
- ◇主体的・対話的で深い学びや、分かる喜び・できる喜びのある学習、好ましい人間関係に基づく学習を重視した学習方法「金沢型学習スタイル」を推進する
- ◇学力調査などで明らかになった状況をもとに学力の向上を図る
- ◇少人数授業など個に応じたきめ細かな指導の充実を図る
- ◇様々な学習活動において、思考力、表現力、判断力などの育成や言語活動の充実を図る

3. 健康や体力を育む教育の推進

- ◇「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、健康教育を推進する
- ◇医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門機関との連携を深める
- ◇学校教育活動全体を通して、体力の向上及び心身の健康の保持増進を促進する
- ◇学校給食の充実などを通じ地元食材や食文化への理解を深めるなど、食育を推進する

4. ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- ◇各学校の行う「金沢ふるさと学習」を支援し、その充実に努める
- ◇子どもが伝統文化等につれ、学び、発表する場や機会を提供する
- ◇金沢21世紀美術館と小中学校が連携した事業を展開する
- ◇災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する
- ◇「金沢SDGs」の視点で、金沢の伝統や文化、自然、歴史、食、偉人等に関する教育を充実する

5. 特別支援教育の充実

- ◇金沢市特別支援教育指針に基づき、多様なニーズに応じた特別支援教育を推進する
- ◇特別支援教育への相談・支援体制を充実する
- ◇特別支援教育担当教員の研修拠点である中央小学校芳齋分校及び長町中学校芳齋分校で、教員の専門性及び指導力向上を図る
- ◇医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、体制整備を図るとともに、学校に看護師等を派遣する

6. 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実

- ◇教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う[再掲]
- ◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援の充実を図る[再掲]
- ◇児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る

7. 家庭・地域と連携したひとつづくりの推進

- ◇保護者や地域住民への学校からの説明や意見交換の場であるスクールフォーラムを開催し、保護者や地域との連携を深める
- ◇保護者や地域住民の学校運営への参画を進めることを通じて、地域とともにある学校づくりを推進する(コミュニティ・スクール)

8. 教職員の資質向上と教育環境の充実

- ◇諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上のための研修の充実を図る
- ◇若手教職員育成のための研修など、キャリアステージに応じた研修の充実を図る
- ◇教科指導、生徒指導、学校づくりなど、教員に必要な資質向上のため、学校内OJTを支援する
- ◇「GIGAスクール構想」の実現に向け、オンライン研修等ICT活用に係る研修を充実させる
- ◇教職員が本務に専念するための時間の確保に努める
- ◇学校での先進的なICT機器やパソコンの整備、学校図書館の充実を図る
- ◇学校の総合的な安全管理対策を充実する
- ◇学校施設の老朽化対策を推進する
- ◇教育環境の向上のため、学校規模の適正化の実現を目指す
- ◇保護者や地域、警察など関係機関と連携し、通学路の安全対策を充実する

4 子どもの育成への企業の関わりの促進

社会全体で子育てを進めていくうえで、企業の役割は、これまで以上に重要です。就労形態が多様化する中で、社員等がより子育てに関われるような雇用環境づくりに努めることが大切です。市は、子どもの育成について、企業の意識を高め、関わりを促進していく取り組みを進めていきます。

- ◇企業・学校・行政等が連携を深め、より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう働きかけを行う
- ◇多くの企業がワークライフバランスを推進し、子育てで支援できるよう働きかける
- ◇中小企業の男性育児休業取得を支援する
- ◇子どもの職場体験等の機会を充実させると同時に、企業のスムーズな受け入れが進むよう働きかけを行う

5 子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進

市民同士が集まり、子どもの育成に自主的に取り組むことは、社会全体で子どもを育むネットワークの広がりにつながります。市は、こうした自発的な取り組みに支援を行っていきます。

- ◇市民グループから子育て支援等に関する企画を募集し、行政が連携してその取り組みを推進する
- ◇多様な世代が交流・活動できる場を設け、親子のふれあいを深めたり、育児中の保護者の交流を図る

6 子どもの体験活動の充実や自主的な活動への支援

自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等を通じて、年齢、世代、文化等を超えた人と人との交流の機会を子どもに提供することは、自ら考え、判断し、行動する力や健やかで思いやりのある心、さらには郷土金沢を愛する心を育むことなどにもつながります。

市は、様々な体験活動の充実や健全育成などを積極的に進めていくとともに、子どもの自主的な参加をさらに促していきます。

1. 読書活動の充実

- ◇「金沢子ども読書推進プラン2019」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する
- ◇読書ダイアリーを活用し、家庭での親子の読書習慣づくりを支援する
- ◇読書活動推進のため、子どもたちを図書館に招待する
- ◇幼稚園教諭、保育士を対象にした絵本にふれることの大切さを学ぶための講座・研修を開催する
- ◇保護者と乳幼児が絵本を通じたふれあいを持つよう、絵本との出会いの機会を提供し、継続した読み聞かせ講座を行う
- ◇英語絵本の読み聞かせ等を行う教室を開講する
- ◇小中学校の図書館機能を支援するとともに、市立図書館と学校図書館の連携を促進する
- ◇全小中学校に配置された学校司書を活用し、読書環境の充実と読書活動の推進を図る

2. ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- ◇野外キャンプなどを実施し、子どもが自然の中で集団生活を過ごすことができる機会を提供する
- ◇医王山山麓キコ山の豊かな自然とふれあう様々な体験活動の機会を提供する

3. 社会体験活動、環境活動等の充実

- ◇金沢のものづくり魅力発見授業を開催する
- ◇次世代のものづくり人材の探求心を向上させる
- ◇小中学生を対象に、職業体験教室、工場見学、市立工業高等学校への体験入学等、ものづくり体験を提供する
- ◇職場体験等を通して乳幼児とふれあう機会を提供する
- ◇ホテル生息調査やエコ体験講座など、環境に関する活動の機会を提供する
- ◇幼児・児童を対象とした交通安全教室を開催する
- ◇公共交通の利用を啓発し、環境に配慮した交通行動を推進する

4. 国際交流活動の充実

- ◇姉妹都市をはじめ海外の子どもとの交流を推進する
- ◇小中学校に国際交流員を派遣し、児童生徒の国際理解、異文化体験を深める
- ◇金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する[再掲]
- ◇世界の子どもたちとの交流を通じ、人材を育成する



5. 歴史・文化体験活動、美術・芸術活動等の充実

- ◇「加賀宝生子ども塾」など金沢の伝統文化を体験する機会を提供する
- ◇「子どもマイスタースクール」など伝統工芸の職人の技術を体験する機会を提供する
- ◇市民芸術村等を中心に舞台芸術を体験する機会を提供する
- ◇金沢美術工芸大学や金沢21世紀美術館等と連携し、美術や芸術に関する体験活動の機会の提供に努める
- ◇「ジュニアかなざわ検定」など金沢の歴史と文化を学び、理解を深める機会を提供する
- ◇金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る〔再掲〕
- ◇身近な地区児童館へ芸術家を派遣するなど、子どもたちの豊かな感性と情操、創造力の育成を図る
- ◇中学生に芸術を鑑賞する機会を創出し、金沢の文化に理解を深めるとともに豊かな創造力を育む

6. 情報通信技術（ICT）活用環境等の充実

- ◇子どもの情報体験機会を充実する
- ◇情報モラル教育を推進する



7. スポーツ活動等の充実

- ◇大人も子どもも参加できるスポーツ大会やスポーツ講座を開催する
- ◇スポーツを身近に感じてもらうために、地域密着型プロスポーツチームと連携する
- ◇トップアスリート等を招き、小中学生を対象とした体験教室を開催する
- ◇総合型地域スポーツクラブと学校・地域との連携を推進する

8. 科学活動等の充実

- ◇「おもしろ科学実験・観察教室」「子ども科学スタジオ」など子ども科学財団での体験活動を充実する
- ◇宇宙航空研究開発機構（JAXA）や国立天文台との協定の締結による連携した活動や、幼児から大人まで幅広い層を対象とした「金沢宇宙塾」を通し、宇宙教育活動を推進する

9. 防災教育の充実

- ◇災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する〔再掲〕
- ◇子ども消防クラブなど地域主導の子ども自主活動を奨励する
- ◇子どもたちの「危機管理能力」を高めるため、「火災のこわさ・協力し合う大切さ」を学ぶ講座を開催する

7 子どもの育成のための総合的な相談・研修の充実・強化

教育プラザ富樫と教育プラザ此花の2拠点で、教育と福祉の一層の連携を推し進めます。

社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化している子育てへの相談・支援体制を充実・強化し、乳幼児から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進していきます。

1. 地域の子ども育成活動の支援

- ◇子どもの育成活動をリードする地域のリーダーを養成する
- ◇校区ごとの青少年健全育成活動を幅広く支援するとともに、地域の子どもの育成活動団体の活動をサポートする

2. 子育て総合相談・支援体制の充実・強化

- ◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援の充実を図る〔再掲〕
- ◇乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）〔再掲〕
- ◇発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う〔再掲〕
- ◇児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る〔再掲〕
- ◇要保護児童対策地域協議会（金沢こども見守りネットワーク）を定期的で開催する〔再掲〕

3. 教職員・保育職員研修の充実・強化

- ◇教育や保育の動向に対応できる研修を充実する
- ◇教職員や保育職員が自主的に行う研究等を支援するとともに、相互が交流する研修を実施する
- ◇若手教職員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る
- ◇危機管理能力を向上するため、いじめや体罰に関する研修を強化する
- ◇子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修等、幼稚園、保育所、認定こども園の一体的な研修を行う

8 金沢子ども週間の普及・啓発

金沢子ども週間・・・毎年10月の第2日曜日から1週間

金沢子ども週間は、家庭、地域等での子どもとのふれあいを通して、子どもを育てる大人の役割の大切さをあらためて認識する期間です。市は、こうした子ども週間の趣旨の普及・啓発に努めていきます。

- ◇金沢子どもを育む行動推進委員会や各種団体と連携し、行動計画及び子ども週間のPRを行う
- ◇家庭版「親の学び場」、公民館研修会、企業内研修会等でPRを行う
- ◇子ども週間の趣旨を具体化するイベント（「金沢子ども週間「絆」フェア」）等を開催する

金沢子ども条例

子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例

平成 13 年 12 月 19 日公布 条例第 73 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 子どもの育成に関する大人の責務（第 4 条－第 8 条）
- 第 3 章 子どもの育成に関する基本的な施策等（第 9 条－第 14 条）
- 第 4 章 子どもの育成についての推進体制（第 15 条－第 17 条）
- 第 5 章 雑則（第 18 条・第 19 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この条例は、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、大人の責務、基本的な施策等を明らかにすることにより、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成に主体的にかかわっていく中で、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、おおむね 15 歳未満の者をいう。

2. この条例において「金沢コミュニティ」とは、金沢を愛する心が育んできた住民相互の高い連帯意識と福祉、環境、教育等のさまざまな分野にわたり相互に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壌が培われた本市固有の地域社会をいう。

（基本理念）

第 3 条 子どもの育成は、金沢コミュニティを形成する家庭、地域、学校、企業、行政等のすべてが、子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通の目的の下に相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

2. 子どもの育成は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべきさまざまな権利を有していることを認識するとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心、金沢を愛する心、社会の一員としての責任感及び世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚を持つ子どもを育てることを基本として行われなければならない。

3. 子どもの育成は、大人が、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動等を省みながら、自らを律することにより行われなければならない。

第 2 章 子どもの育成に関する大人の責務

（家庭の責務）

第 4 条 保護者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2. 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

（地域の責務）

第 5 条 地域の住民及び町会その他の地域関係団体（以下「地域の住民等」という。）は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2. 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。

（学校等の責務）

第 6 条 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。

2. 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。

（企業の責務）

第 7 条 企業（企業以外の事業活動を営むすべてのものを含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第 8 条 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2. 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3. 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

第3章 子どもの育成に関する基本的な施策等

(子どもを育む行動計画の策定)

第9条 市は、子どもの育成に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、子どもを育む行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2. 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援等に関する事項
- (2) 子どもの育成に関する地域の活動への支援等に関する事項
- (3) 学校教育等の充実に関する事項
- (4) 子どもの育成への企業のかかわりの促進等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの育成を推進するために必要な事項

(子どもの自然体験活動等の充実等)

第10条 市、地域の住民等、学校等は、子どもの自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等の充実を図るとともに、これらの活動等を通して、年齢、世代、文化等を超えた人と人との広い交流の機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの自主的な活動への支援等)

第11条 市、地域の住民等、学校等は、スポーツ、科学、伝統文化等に関する子どもの自主的な活動を支援するとともに、子どもの自主的な企画及び運営による活動が行われるための機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの健全育成事業)

第12条 市は、子どもの健全な育成を図るための事業をより充実するとともに、子どもの健全な日常活動の積極的な推進を図るため、子どもの国内及び国外への派遣研修、善行表彰等の事業を実施するものとする。

(子どもに関する相談体制の充実等)

第13条 市は、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う市の機関の密接な連携を図り、子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2. 市は、子どもに関する相談を行う市以外の機関、市民団体等との連携を深めることにより、虐待の防止、子どもの育成に係る相談体制の充実等に努めるものとする。

(金沢子ども週間)

第14条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子ども週間を次のように定める。

時 期	趣 旨
10月の第2日曜日から その直後の土曜日までの7日間	家庭、地域等における子どもとのふれあいを通して、大人が子どもに目を向け、共に話し合い、理解を深めるとともに、子どもの育成についての大人の役割の大切さを認識する。

第4章 子どもの育成についての推進体制

(金沢子どもを育む行動推進委員会)

第15条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子どもを育む行動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第16条 委員会は、行動計画に関する事項等について審議するとともに、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(組織等)

第17条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、子どもの育成に関し識見を有する者、関係行政機関の職員及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
3. 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
5. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
6. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5章 雑 則

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第18条 この条例の施行に当たっては、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、その心身の発達に応じて高まる自立性が尊重されながら、社会性、自ら考え、判断し、行動する力等の大人として必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委 任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

1. この条例は、平成14年1月1日から施行する。
2. 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 金沢市青少年問題協議会設置条例（昭和37年条例第2号）
 - (2) 金沢市児童健全育成事業条例（昭和54年条例第1号）
3. 金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市青少年健全育成事業基金の項中「金沢市児童健全育成事業条例（昭和54年条例第1号）」を「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（平成13年条例第73号）」に改める。

